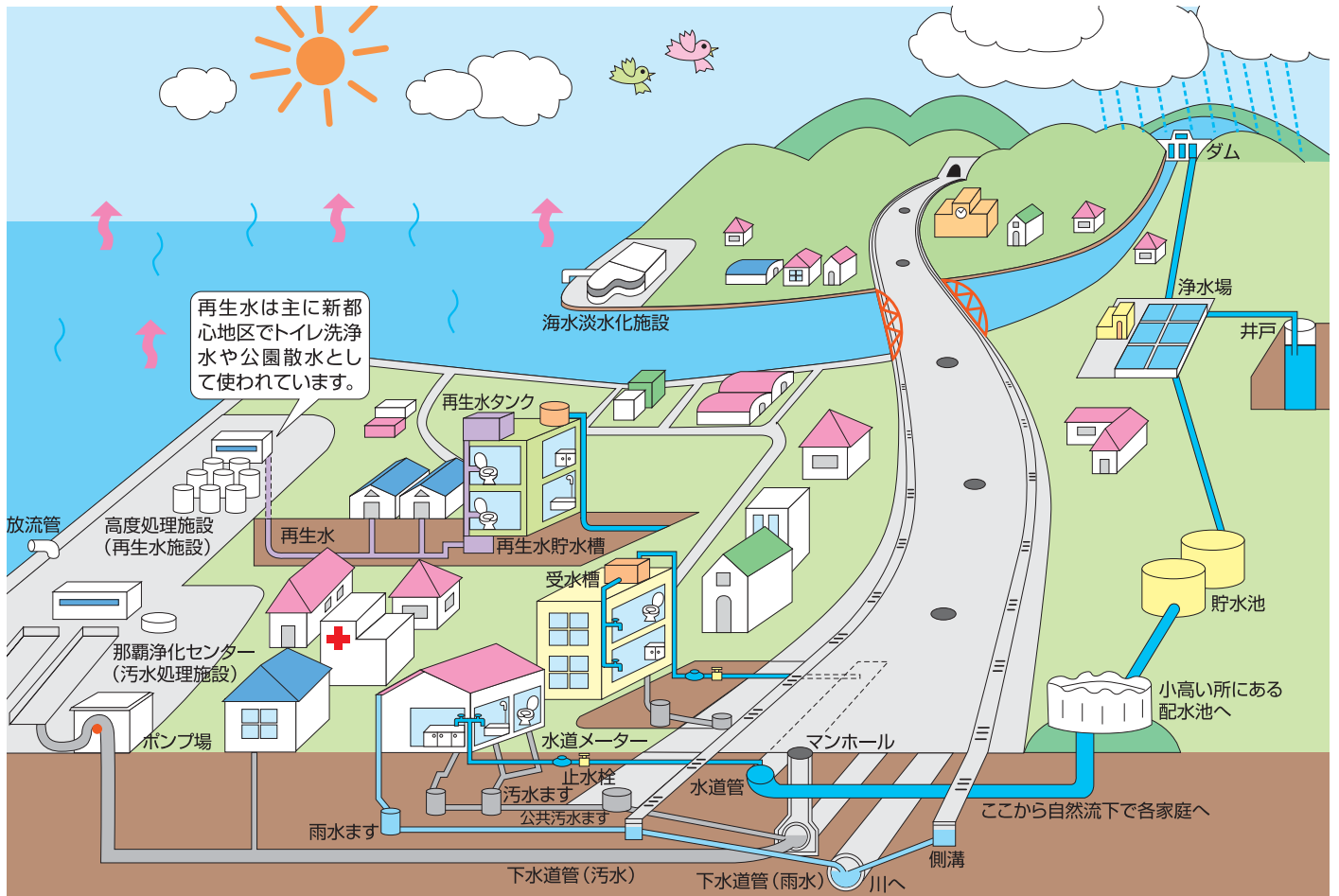


今考えてみよう! 私たちの水について



いつも何気なく使っている水道水。その水はどこから来ているかご存知ですか? 水は川や井戸、海水から長い旅を経て皆さんに届きます。そして、汚れた水は排水口から下水道を通り、海をめざして再び長い旅に出発します。川や海に戻った水は蒸発し雲になりそして雨となり...と水は地域を循環しています。私たちはいつもその大きな循環の中にいるのです。

公共下水道の普及にご協力下さい

下水道の役割

「水」は、私たちの暮らしになくてはならない貴重な資源のひとつです。私たちの生活で使用された「水」はどのようなしくみで処理されるのでしょうか。まず、家庭や事業所などから出される汚れた水(汚水)は、地下に埋設された下水道で那覇市浄化処理センターまで運ばれ、適切に処理されてから、海に流されます。このように、汚水をきれいにして海に排水したり、雨水を速やかに排除する施設等を総称して「下水道」といい、市民の皆様の快適で安全な暮らしをささえ、川や海の水質保全のために大きな役割を担っています。さらに、下水処理により発生する処理水を有効利用することによって、循環型都市作りを進めています。

工事の依頼から終了まで



- ① 工事のお申し込み...指定店へ工事の相談、申し込みを行います。
- ② 現地調査、見積り...指定店が現地調査及び工事費用の見積りを行います。
- ③ 工事の契約...依頼人と指定店で工事契約を行います。
- ④ 工事の確認申請...貸付金、補助金の申請も含めて、指定店が代行します。
- ⑤ 確認書の交付...設備の構造等を審査許可します。
- ⑥ 工事の施工...依頼人はできるだけ工事に立ち会うようにしてください。
- ⑦ 工事完了届の提出...指定店が行います。
- ⑧ ⑨ 工事完了審査、検査済証の交付...下水道課で検査を行い、検査済証を交付します。
- ⑩ 使用開始届の提出...提出後に、下水道が使用できるようになります。

排水設備のしくみ



公共下水道への接続工事

公共下水道が整備された区域の建物所有者は、処理を開始すべき日として告示された日から3年以内に公共下水道へ接続することが義務付けられます。公共下水道へ接続するための排水設備(宅地内の配管等)の工事は、建物所有者が行わなければなりません。那覇市上下水道局では、汲み取り式の便所の改築、又は浄化槽の廃止により公共下水道を利用する場合に必要な工事資金の無利子貸付を行っています。また、次のような補助制度もありますので、工事の際には、下水道課又はお近くの排水設備指定工事店へご相談下さい。

- 生活扶助世帯補助...汲み取り便所及び浄化槽式便所の改築費の全額を補助します。
- 心身障害者世帯補助(持家)...上記工事費に対し25万円以内で補助します。
- 低地帯建物の下水道接続補助(持家)...ポンプ設置費に対して30万円以内で補助します。

水洗化工事の進め方

那覇市では、排水設備工事の施工は、「排水設備指定工事店制度」とをっています。必ず、市の指定工事店に工事の依頼をしてください。水洗化工事は、皆様の費用負担により「指定工事店」との契約で行われるものです。指定工事店と十分話し合い、工事の範囲、費用工事期間等を十分に確認したうえで契約してください。指定工事店では、工事の相談や、現地調査、見積りのほか各種申請手続きの代行を行っています。(水洗化工事に関する相談や見積りは無料です)